

1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 1 9 年 第 4 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日

午 前 9 時 3 0 分 開 会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 135 号 平成 19 年度 妙見池 埋立工事請負契約について
- 日程第 5 議案第 146 号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 6 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 7 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 8 議案第 126 号 平成 19 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 127 号 平成 19 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 128 号 平成 19 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 129 号 平成 19 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 12 議案第 130 号 平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 13 議案第 131 号 平成 19 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正
予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 132 号 平成 19 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予
算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 133 号 平成 19 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 134 号 平成 19 年度 有田川町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 議案第 136 号 平成 19 年度 公下第 6 号 一ツ松工区管渠布設工事 (第
7 工区) の請負変更契約について
- 日程第 18 議案第 137 号 有田川町水力発電施設周辺地域交付金基金条例の制
定について
- 日程第 19 議案第 138 号 有田川町下水道条例の制定について

- 日程第20 議案第139号 有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第140号 有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第141号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第142号 有田川町土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第24 議案第143号 有田地方介護認定審査会の共同設置の廃止について
- 日程第25 議案第144号 有田地方障害認定審査会の共同設置の廃止について
- 日程第26 議案第145号 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について
- 日程第27 議案第 92号 平成18年度 有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第 93号 平成18年度 有田川町住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第 94号 平成18年度 有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第 95号 平成18年度 有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第 96号 平成18年度 有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第 97号 平成18年度 有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第 98号 平成18年度 有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第 99号 平成18年度 有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第100号 平成18年度 有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第101号 平成18年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第102号 平成18年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第103号 平成18年度 有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第39 議案第104号 平成18年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第105号 平成18年度 有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 議案第106号 平成18年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第42 議案第107号 平成18年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第43 議案第108号 平成18年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前勢利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中西正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

13番	横畑龍彦	15番	浦博善
-----	------	-----	-----

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	片畑昌宙
福祉課長	東敏雄	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	下西隆雄
水道課長	山本満寿典	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

8 議事の経過

開会 9時30分

議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は、26名であります。

定足数に達していますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成19年第4回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時31分

議長（亀井次男）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番、横畑龍彦君、15番、浦博善君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から12月4日に行われた委員会開催の結果について、ご報告をお願いします。

議会運営委員長、中山君。

議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る12月4日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から12月21日までの12日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第4から日程第26までの、諮問2件、議案21件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会にてご審議いただきたいと思っております。

全員協議会が終わり次第、本会議で議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

終わります。

議長（亀井次男）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月21日までの12日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月21日までの12日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、議案21件、諮問2件であります。

また、説明員は、町長ほか21名であります。

次に、監査委員より、平成19年8月、9月、10月分の例月出納検査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されております。

次に、本定例会までに受理いたしました請願・陳情について、作業所の利用者負担軽減策に関する請願及び高齢者医療制度の見直しを求める請願、そして、新事業所建設への助成についての陳情は、お手元に配布の文書表のとおり、住民福祉常任委員会にそれぞれ付託することに決定しましたのでご了承願います。

また、地上デジタル放送受信に関する要望については、配布といたします。

また、道路特定財源諸税の暫定税率の延長による道路財源の確保についての意見書は、産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

議長（亀井次男）

これより、議案の審議を行います。

お諮りします。

日程第4から日程第26までの議案21件、諮問2件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第26までの議案21件、諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成19年の第4回有田川町議会定例会を開催しましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中ご参集賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまより、上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第126号は、平成19年度有田川町一般会計補正予算第4号であります。

今回の補正の主なものとして、2款総務費の一般管理費では、地方バス路線運行費補助金として450万2,000円の補正を、徴税費では、評価替関連業務委託料として500万円の減額補正をしております。3款民生費、社会福祉総務費では、国民健康保健事業特別会計への繰出金に1,340万6,000円の減額を、障害者福祉費では、障害者デイサービス事業等の委託料に1,020万円の減額を、扶助費に3,897万6,000円を、減額補正しております。4款衛生費の清掃費では、自動車購入費に445万3,000円の増額を、上水道費では、簡易水道事業特別会計繰出金に1,938万2,000円の減額を、6款農林水産業費の地籍調査費では、委託料に1,264万円の減額を、農業集落排水事業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金に1,483万7,000円の減額を、林業費の林業新設改良費では、工事請負費で902万7,000円の減額補正をしております。7款商工費の観光費では、観光施設等整備事業に500万円の減額を、かなや明恵峡温泉特別会計繰出金に226万8,000円の増額を、8款土木費の下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金に3,082万9,000円を減額補正しております。12款公債費では、繰上償還金として3,016万5,000円の補正を、13款基金費では、退職手当負担金基金積立金等に3,450万円の補正を行っております。その他にも共通する所要の補正として、人事院勧告に伴う人件費の増額補正を行っております。

今回の補正額は、5,302万2,000円の減額となり、補正後の予算総

額は、171億9,914万3,000円と相成ります。なお、補正額の財源といたしまして、国・県支出金、町債及び基金からの繰入を充てることにいたしております。

議案第127号は、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、保険給付費1億4,720万円の増額を、高額医療費で900万円の増額を、出産一時金で210万円の減額をし、総額1億6,291万3,000円の補正となり、補正後の予算総額は、40億107万8,000円と相成ります。なお、補正額の財源といたしまして、国庫支出金及び療養給付費交付金を充てることにいたしております。

議案第128号は、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、高額医療費に1,000万円の増額補正とし、補正後の予算総額は、43億107万4,000円と相成ります。なお、補正額の財源といたしましては、支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第129号は、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、保険給付費に3,000万円を増額し、総額では3,742万4,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、21億3,648万5,000円と相成ります。なお、補正額の財源といたしまして、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第130号は、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、簡易水道拡張事業認可及び変更認可設計業務委託料等に1,459万5,000円の減額を、吉原地区簡易水道施設整備事業の工事請負費等に4,123万円を減額し、総額5,476万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、5億8,958万8,000円と相成ります。

議案第131号は、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、確定申告に伴い、公課費が93万4,000円減額となり、補正後の予算総額は、2億9,266万3,000円と相成りました。

議案第132号は、平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、歳入において、平成18年度分消費税申告に伴う還付金により、一般会計からの繰入金のうち3,082万9,000円が減額となります。

また、歳出においては、施設整備事業費として760万6,000円の増額補正をし、補正後の予算総額は、18億1,344万9,000円と相成ります。

議案第133号は、平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、温泉熱交換器修繕費に226万8,000円を補正し、補正後の予算総額は、1億3,631万9,000円と相成ります。

議案第134号は、平成19年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。

収益的支出は、補正前予算額3億5,024万6,000円に対し、628万5,000円の増となります。これは、平成19年4月の人事異動(1名増)による人件費の見直しと人事院勧告の影響額によるものです。この支出の増に対応するため予備費を削減しています。これにより補正後の予算額は3億5,653万1,000円となります。

議案第135号は、平成19年度妙見池埋立工事の請負契約についてであります。

平成19年度妙見池埋立工事(吉原地内)を施工するため、平成19年11月29日、8業者を指名し、競争入札に付したところ、有田川町明王寺258-1、三洋建設株式会社、代表取締役上野山泰生氏が、7,195万1,250円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第136号は、平成19年度公下第6号一ツ松工区管渠布設工事(第7工区)の請負変更契約についてであります。

平成19年度公下第6号一ツ松工区管渠布設工事第7工区については、平成19年6月26日、第2回定例会において、契約金額5,575万5,000円で議決をいただいているものでありますが、今回、スーパー松源南、県道交差点より南60メートルを交通渋滞緩和のため、昼間施工を夜間施工に変更し、また、受益者2名より公共マス位置変更により管渠延長の増、並びに設計時点では確認できなかった既設の排水管が出てきたため、管渠ルートの変更により、598万5,000円増額の、6,174万円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第137号は、有田川町水力発電施設周辺地域交付金基金条例の制定についてであります。

水力発電施設周辺地域交付金基金をもって公共用施設の整備費用に充てるため、本条例を制定することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第138号は、有田川町下水道条例の制定についてであります。

下水道料金審議会より使用料に関する答申を受けたことにより、下水道料金

及び水質基準並びに公共下水道の設置などの基準を定めた本条例を制定することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第139号は、有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

今回、福祉課職員の不祥事に伴い、監督者である町長及び副町長の給料を減額するものであります。なお、町長においては給料の10分の1を3カ月、副町長においては給料の10分の1を2カ月、それぞれ減額するものであります。

議案第140号は、有田川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う有田川町職員の育児休業等に関する条例の改正については、既に条例改正をさせていただいているところではあります。それに伴う短時間勤務職員及び短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の給与につきましては、和歌山県等の状況を見て、それに準じ条例改正を行う予定でありました。つきましては、県の条例に準じ、本条例において、短時間勤務職員及び短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の給与について、有田川町職員の給与に関する条例の読みかえ規定を設け、今回整備いたしたく、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第141号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、人事院勧告に伴い、職員給与の改訂を図るものであります。改正の主なものといたしましては、民間給与との較差を埋めるため、初任給を中心に、若年層に限定した月額0.35%の引き上げ、少子化対策の推進に配慮し、子などに係る扶養手当500円の引き上げ、民間の支給割合に見合うよう勤勉手当0.05カ月分の引き上げなど、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第142号は、有田川町土地開発公社定款の一部変更についてであります。

郵政民営化法等の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本定款の一部変更につき、議会の同意をお願いするものであります。

議案第143号は、有田地方介護認定審査会の共同設置の廃止についてであります。

介護の認定審査事務については、現在1市3町の共同設置による、有田地方介護認定審査会で共同事務を行っておりますが、平成20年4月1日から有田周辺広域圏事務組合でその事務を行うこととなることから、当審査会の廃止について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 4 4 号は、有田地方障害認定審査会の共同設置の廃止についてであります。

障害の認定審査会については、現在 1 市 3 町の共同設置による有田地方障害認定審査会で共同事務を行っておりますが、平成 2 0 年 4 月 1 日から有田周辺広域圏事務組合でその事務を行うこととなることから、当審査会の廃止について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 4 5 号は、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてであります。

有田地方介護認定審査会並びに有田地方障害認定審査会の廃止に伴い、両審査会の財産並びに事務を承継するため、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、有田周辺広域圏事務組合規約を改正することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 1 4 6 号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。

教育委員二澤和代氏の任期が、平成 2 0 年 2 月 2 2 日をもって満了いたします。つきましては、その後任として、人格が高潔で教育に関し識見を有する、有田川町大字二川 3 8 9 番地 2、早田智代氏を教育委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第 5 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となります、有田川町大字杉野原 1 1 1 番地、上西秀三氏の後任に、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する、有田川町杉野原 4 1 番地、松本博光氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第 6 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてであります。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となります、有田川町大字清水 3 5 3 番地、堀江哲夫氏の後任に、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する、有田川町三田 6 0 0 番地、鈴間眞佐子氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

休憩 9時56分

再開 14時47分

~~~~~

..... 日程第4 議案第135号

議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第4、議案第135号、平成19年度妙見池埋立工事請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、殿井君。

14番（殿井 堯）

池というのは、水を漏らさないように下を、粘土とかそういうのでやっているとと思うので。今回は、埋め立てた場合は、水を下へ逃がす方式でやらないと、溜めたら具合悪いんですわ。それから、池というのは、ヘドロ関係が多少なりとも溜まっていると思うので、このヘドロ関係をすくって、どこへ持っていくか。そういうことの計画までできてるのかどうか。

そしてまた、埋めるときは、町長が言われたように高速の方で何して。この高速の土というのは一番適応しているもので、それはもう一番最適じゃないんかと思うんですけれども、その点もどういふふうに話の詰めができていくか。また、このままごまかして、そのまま改良材を入れて下を固めてしまうということは、今度は水が見えない所へ、また見えないようにしてしまうということなので、その点はどうですかなと思ひまして。

議長（亀井次男）

建設課長、中西君。

建設課長（中西一雄）

お答えをいたします。

池のヘドロの件ですが、あの池はヘドロの少ない池でございますが、少しはございますので、改良材を入れまして、固めて造成した後の保育園建設に当たっては福祉課とも協議いたしまして、建物がいかない所に埋めていきたいと、できるだけ深い所じゃなしに浅い方へ埋めたいと、このように考えています。ヘドロについては、持ち出ししないで、造成地の中で処分をしたいと考えています。

それから、運土計画でございますが、ご指摘のとおり、そのつもりで、きょう、ご決定をいただければ、早急に西日本高速と協議を行いたいと思っております。それにつきましては、毎月、高速としては、運土計画を立てているようでございますので、ご決定をいただいた後で早急に連絡をさせていただきまして、対応してまいりたいと思っております。

議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第146号 ……………

議長（亀井次男）

日程第5、議案第146号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

..... 日程第6 諮問第5号

議長（亀井次男）

日程第6、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定しました。

..... 日程第7 諮問第6号

議長（亀井次男）

日程第7、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第27、議案第92号から日程第43、議案第108号までの17件の決算認定についてを先に審議いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 27、議案第 92 号から日程第 43、議案第 108 号までの 17 件の決算認定についてを先に審議することに決定しました。

…………… 決算審査特別委員長報告 ……………

議長（亀井次男）

日程第 27、議案第 92 号から日程第 43、議案第 108 号までの 17 件の決算認定については、第 3 回定例会第 1 日目において決算審査特別委員会に付託しております。委員長より、その後の審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、森谷君。

決算審査特別委員長（森谷信哉）

議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成 18 年度歳入歳出決算の認定審査につきましては、9 月定例会において設置された議員 9 名による決算審査特別委員会に付託され、去る 11 月 15 日・16 日の両日、各課・室長及び担当者の出席を求め、平成 18 年度歳入歳出決算の審査を行い、出された意見をまとめたものであり、次の意見を付けて、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

平成 18 年度決算では、合併効果により人件費が 17.8% 減と大幅に減少したものの、三位一体改革による影響が大きく、特に普通交付税、臨時財政対策債の減少により、経常収支比率が 95.5% まで上昇し、財政硬直化が一層進み、極めて厳しい状況に立たされています。政府は、「経済財政改革の基本方針 2007」においても、「2006」で提唱した、2011 年には国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるための歳入歳出一体改革を、継続的に断行するとしていることから、今後も一層の歳出抑制が図られ、普通交付税に依存する本町にとって、さらに厳しさが増すものと思われます。

また一方で、平成 18 年度から地方債協議制度が始まり、それに伴い実質公債費比率が導入されました。これは、公営企業の公債費への一般会計繰出金等も含めた公債費による財政負担の程度を示す指標であり、当該比率が 18% 以上で起債に制限がかかることになりました。本町の財政構造は、18 年度決算で、人件費・扶助費・公債費と、義務的経費だけで全体歳出総額 42.4% を占めています。中でも、公債費だけで全体の 20.9% を占めており、単年度の平成 18 年度で実質公債費比率が 20% となり、平成 16 年度からの 3 力年平均では 18.1% となります。18% を突破してしまい、これにより起債の発行に際しては国の許可が必要になり、平成 19 年 8 月に公債費負担適正化計画を策定し、

後年度の公債費負担の軽減を図っていくこととなりました。今後は、この計画に準じて元金償還金以内の起債発行に抑制することはもちろんであるが、事業実施の取捨選択を徹底していただきたい。

また、特別会計については、一般会計の非常に厳しい財政状況にあることを踏まえ、独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費節減、合理化や収納率の向上に一層努めていただきたい。

以下、一般会計より決算状況、委員会内での主な質疑、採決結果をご報告いたします。

平成18年度一般会計決算額は、歳入総額165億1,161万5,000円、歳出総額162億9,003万2,000円、形式収支額は2億2,158万3,000円となります。翌年に繰り越すべき財源5,965万2,000円を差し引いた実質収支額は1億6,193万1,000円となり、これを前年度と比較すると、歳入においては20億2,544億6,000円で10.9%の減、歳出においては20億4,026万8,000円で11.1%の減、実質収支額においては5,775万4,000円で55.4%の増となりました。

歳入の内訳につきましては、町税26億1,100万3,000円を含む自主財源40億5,711万7,000円で、構成比25%となり、また、国・県支出金、町債、地方贈与税等の依存財源は124億5,449万8,000円で、構成比は75%となりました。これを前年度と比較すると、自主財源は14億988万9,000円の25.1%の減、依存財源は6億1,555万7,000円で4.7%の減となりました。

歳出の内訳につきましては、人件費・扶助費・公債費の義務的経費に69億1,338万5,000円で、構成比は42%。普通建設経費及び災害復旧費の投資的経費で40億3,986万2,000円の構成比25%。積立金・繰出金等その他の経費は53億3,678万5,000円で、構成比は33%であります。これを前年度と比較すると、義務的経費は5億1,703万8,000円で、7%の減。投資的経費は10億1,288万9,000円で、20%の減。その他の経費は5億1,034万1,000円で、8.7%の減であります。

続いて、質疑応答については、企画財政課関連では、委員より、平成18年度合併特例債の借入総額は8億7,420万円だが、今後、合併特例債も往々に執行できない状況になる。地方交付税も加え、補償してもらえよう国に強く申し入れ願いたいとの問いに、「現在、自主財源が乏しく、地方交付税も削られている。職員も十分認識を高め取り組みたい。あわせて議員、住民にも現在の財政状況をご理解いただきたい」との答弁でありました。

また、地域活性化のため、消耗品や備品購入、食材関係の発注金額が、約3億7,000万円中、地元発注が約1億2,000万円、全体の31.9%と低い現状の中で、地域振興の面からも、できるだけ地元発注を基本として取り組まれないとの問いに、価格面等を勘案しながら前向きに取り組んでいきたいとの答弁でありました。

続いて、不動産借り上げについて、貸借契約を取り交わした土地が、現在の評価やその必要性等を勘案して見直しすべきではないかとの問いに、説明員より、諸事情があるので早急に下げるとは困難だが検討しているとの答弁があり、速やかな対応をお願いしたい。

また、環境衛生課関連では、ゴミ問題について様々な質疑応答がありました。

水道・下水道課関連では、公共下水道工事に関して、時代に応じた考えで取り組まないと、後世に多大な損害を与えることとなる。2期・3期工事は、1期工事完了後、加入状況を勘案しながら取り組むことも必要でないか等、また、農業集落排水事業においては、現在加入率が低いことも踏まえ、今後いかに加入率を上げていくかが、今後の大きな課題であると各委員から厳しく意見が出されました。

教育関連につきましては、地域交流センター建設に伴う各図書室の動向、オーストラリア研修の効果、文化財の保存等、学校関係では、エアコン未設置校の状況、語学指導外国人の配置、スクールカウンセラーの活動内容の対応等の質問・提言がありました。

税務課関連については、税の回収機構に関連して、建設課関連では、まちづくり活動団体補助金の内訳や各団体の活動内容、県道・町道・林道の改修状況と今後の見通し、産業課関連では、鳥獣害対策、森林整備や間伐事業の成果、明恵ふるさと館、開発公社の運営状況の説明に、委員より活発な意見が出る中、説明員から答弁がなされ、決算の質疑を終結し、決算にかかる意見調整を行い、一般会計・特別会計について慎重審議いたしました。

その結果、議案第92号の一般会計並びに議案第94号の国民健康保険事業特別会計、議案第95号老人保健事業特別会計、議案第96号介護保険事業特別会計については、不認定とする意見もありましたが、賛成多数で認定することに決定いたしました。ほかの、議案第93号並びに議案第97号から議案第108号の各特別会計については、いずれも適正と認め、本委員会は全会一致で認定することに決定いたしました。

今後、本町が主体性を持ち、住民の付託に応え、独自のサービスの提供など、その責務を将来にわたって全うしていくためにも、安定的な財政運営を目指していくことを求めるものであります。

これで、委員会としての報告を終わります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（亀井次男）

委員長の報告を終わります。

..... 日程第 2 7 議案第 9 2 号

議長（亀井次男）

日程第 2 7、議案第 9 2 号、平成 1 8 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

9 番、前勢君。

9 番（前勢利夫）

委員長に対する質疑よりか、この際、決算についての当局の数字的資料を求めておきます。

委員長報告にもありましたとおり、財政運営の弾力性指数、いわゆる経常収支比率については、詳しく説明がありました。同時に、今後の自治財政運営についての一番の重要項目であります、いわゆる特別会計を含む実質公債費比率の問題でございます。これは、特別措置を終えたと言えども、既に 1 8 . 1 % を超す 2 0 % 台に迫っておるのは事実でございます。これについても、委員長報告からきちっとした説明がなされました。これらを除きまして、いわゆる財政判断の指数と言われます 9 つの項目があります。残された実質収支比率、財政力指数、公債費比率、公債費負担比率、起債制限比率、地方債現在高比較、債務負担行為現在高の比較。これにつきましては、森本監査委員を中心といたしまして、監査委員会からきちっとした資料が提出されておりますので、8、9 は結構でございますが。以下、繰り返しますが、実質収支比率、財政力指数、公債費比率、公債費負担比率、起債制限比率、以上についての資料、数字・指数をですね、今議会が終結されるまでに議員にお配り願いたい。

今答えていただけるんではございましたら、今答えていただきたいと思います。

以上です。

議長（亀井次男）

決算審査特別委員長、森谷君。

決算審査特別委員長（森谷信哉）

今、前勢議員さんから質問いただいたことに関しては、後日、提出させていただいてよろしいでしょうか。

（「議長、それは議長の判断に従いますので、よろしく申し上げます。」と前勢

議員、呼ぶ)

議長(亀井次男)

ただいま、9番前勢君の質疑に対し、森谷委員長が後日、質疑の回答をしますということでございますので、後日提出するように求めておきます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長(亀井次男)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長(亀井次男)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長(亀井次男)

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

..... 日程第28 議案第93号

議長(亀井次男)

日程第28、議案第93号、平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長(亀井次男)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長(亀井次男)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 29 議案第 94 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 29、議案第 94 号、平成 18 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 30 議案第 95 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 30、議案第 95 号、平成 18 年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 1 議案第 9 6 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 3 1、議案第 9 6 号、平成 1 8 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 2 議案第 9 7 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 3 2、議案第 9 7 号、平成 1 8 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 3 議案第 9 8 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 9 8 号、平成 1 8 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 4 議案第 9 9 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 3 4、議案第 9 9 号、平成 1 8 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 5 議案第 1 0 0 号 ……………

議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 1 0 0 号、平成 1 8 年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

..... 日程第36 議案第101号

議長（亀井次男）

日程第36、議案第101号、平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

..... 日程第37 議案第102号

議長（亀井次男）

日程第37、議案第102号、平成18年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第38 議案第103号 ……………

議長（亀井次男）

日程第38、議案第103号、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第39 議案第104号 ……………

議長（亀井次男）

日程第39、議案第104号、平成18年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第40 議案第105号 ……………

議長（亀井次男）

日程第40、議案第105号、平成18年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第41 議案第106号 ……………

議長（亀井次男）

日程第41、議案第106号、平成18年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第42 議案第107号 ……………

議長（亀井次男）

日程第42、議案第107号、平成18年度有田川町八幡山林財産区管理会
特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

議長（亀井次男）

日程第 4 3、議案第 1 0 8 号、平成 1 8 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第 8、議案第 1 2 6 号から日程第 2 6、議案第 1 4 5 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、1 2 月 1 8 日、火曜日、午前 9 時 3 0 分から再開いたします。

~~~~~

延会 1 5 時 2 2 分